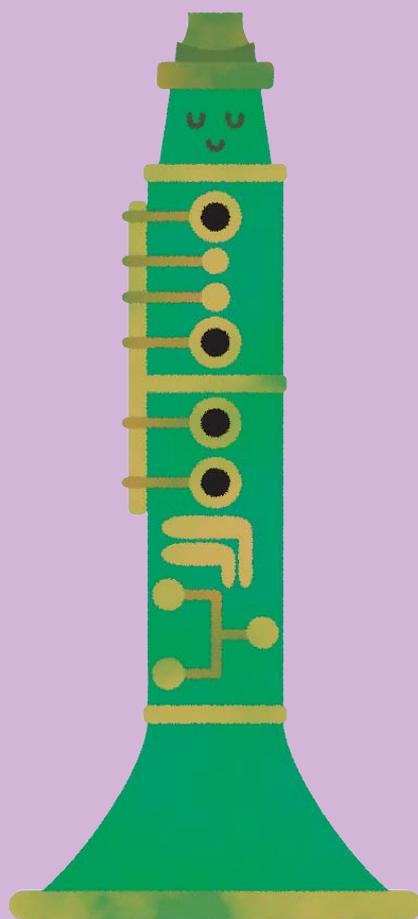


# The Record

2008-08 Vol.585



## 特集

### 音楽配信市場の健全な発展に向けて

- 特報 Special Report  
文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会報告
- Watching!  
共同原盤は共同でない?! (後編)



社団法人 日本レコード協会



## Contents

Monthly News Digest .....	1
Watching!	
共同原盤は共同でない?! (後編).....	3
特集	
音楽配信市場の健全な発展に向けて.....	4
特報 Special Report	
文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会報告.....	7
PICK UP.....	9
ショートストーリー 音楽のはなし .....	10
Data File .....	11
Monthly Production Report .....	12
GOLD DISC .....	13
Message & Opinion .....	14

## 6/30

### CODA記者会見

6月30日、コンテンツ海外流通促進機構(CODA)は、東京都港区のANAインターコンチネンタル東京で、記者会見を開催した。

本会見は、高井英幸代表幹事(東宝(株)代表取締役社長)、後藤健郎CJマーク委員長((社)日本映像ソフト協会 理事・事務局長)、高嶋裕彦法制度委員長((株)ソニー・ミュージックエンタテインメント 契約グループ 本部長)、阿部秀男企画委員長((社)日本レコード協会 業務部担当部長)が出席し、2007年度の活動実績および直近の活動状況が報告された。

会見では、CODAとして初めて中国に海外ミッションを派遣し大きな成果を上げたこと、香港においてCJマーク商標権行使による初の海賊版摘発に成功したことなどが報告され、今後も海外における日本コンテンツ流通基盤の整備に努めていく旨が述べられた。



記者会見の様子

## 7/04

### 栃木県小山警察署に 感謝状を贈呈

7月4日、当協会は栃木県小山警察署を訪問し、栃木県南公設地方市場での海賊版CD-Rによる著作権侵害事件に関しての感謝状を贈呈し、感謝の意を表した。

この事件は、2007年5月25日栃木県南公設地方市場において、当協会会員社

が発売する市販CDから権利者に無断で複製した合計60枚のCD-Rを販売する目的で所持し、著作権法違反の罪に問われていた被告に対して、2008年5月30日、宇都宮地方裁判所栃木支部より懲役1年6カ月、執行猶予3年、罰金50万円の有罪判決が言い渡されたもの。

この日、当協会の水村常務は、栃木県小山警察署署長 伏木和夫警視に感謝状を贈呈し、本件が海賊版事案の抑止力となり大きな効果を上げたことに対する謝辞を述べた。伏木署長からは、今後も違法行為の取り締まりを強化していくとの方針が表明された。



感謝状贈呈の様子

## 7/15

### JAPAN国際コンテンツ フェスティバル記者発表会 開催

7月15日、東京都港区の表参道ヒルズにおいて、「JAPAN 国際コンテンツフェスティバル 2008 (略称:コ・フェスタ)」に関する記者発表会が行われた。

コ・フェスタは、音楽、映画、TV、アニメ、ゲームなどの日本のコンテンツを海外により大きく発信することを目的とし、政府の知財戦略の一環として昨年初めて実施され、本年は9月から10月にかけて、関東地区で行われる15のオフィシャルイベントの他、全国各地でパートナーイベントが開催される。音楽業界においては、10月14~17日にかけて「東京アジア・ミュージックマーケット」を開催。

当日の記者発表会では、実行委員会が



このマークは、レコード会社が提供するコンテンツを示す(社)日本レコード協会の登録商標です

らの挨拶、オフィシャルイベントの代表者より各イベントの説明、質疑応答の後には、メインキャラクターの役所広司さんと杏さんが登場し、コ・フェスタへの意気込みや期待することを述べた。



記者発表の様子

# 7/24

## 第11回RIAJセミナー開催

7月24日、東京都港区のコンフォートにおいて、第11回RIAJセミナーが開催された。

会員社の人事、法務等の担当者46名が参加した今回のセミナーでは、三上安雄弁護士を招き、「近時の人事労務における留意点について」をテーマに①有期雇用契約(雇い止め)②労働時間管理(裁量労働、メンタルヘルス)③管理監督者の範囲の3点について、講演が行われた。



セミナーの様子

# 7/24

## デジタル私的録画問題に関する権利者会議 私的録音録画補償金制度に関する合同記者会見 第8弾開催

7月24日、東京都新宿区のTKP新宿モリスにおいて、デジタル私的録画問題に関する権利者会議(当協会を含む音楽・映像関係の権利者団体89団体で構成)は、第8弾となる合同記者会見を開催した。

今回の会見は、7月10日に開催された文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会において、(社)電子情報技術産業協会(JEITA)から「ダビング10も含め、技術により複製が制限されている場合は、補償の必要がない」という主張等が繰り返して示されたことを受けて、改めて論点を整理し、それらを踏まえた意見を発表することを目的として開催されたもの。

会見では、これまでの議論を白紙に戻すJEITAの発言に対し、メーカーの社会的責任から考えて断じて許されないことであると示された上で、本制度の意義と実効性を再び取り戻せるよう、補償金制度の見直しに注力する旨が述べられた。

### 2008年度

### 「携帯音楽を守りたいキャンペーン」

7月度からの参加アーティスト  
(五十音順・敬称略)

大塚 愛/TRF/槇原敬之

### 役員人事

#### ■新任 (7月14日付)

理事：森宮成高  
株式会社EMIミュージック・ジャパン  
代表取締役

#### ■退任 (6月30日付)

理事：堂山昌司  
前 株式会社EMIミュージック・ジャパン  
代表取締役社長兼CEO

### 会員社のお知らせ

#### ■入会 (8月1日付)

社名：株式会社CAMエンタテインメント(賛助会員)  
代表：代表取締役社長 河田 寛  
住所：〒154-0031  
東京都渋谷区桜丘町20-1  
渋谷インフォスタワー6F  
TEL：03-6415-3440  
FAX：03-6415-3432

### 当協会事務局人事

#### (8月1日付)

事務局長付部長(特命担当)  
北村幸市  
(前：情報・技術部部长(特命担当))

### 2008年7月会議メモ

- 7/ 1 日本ゴールドディスク大賞委員会
- 7/ 2 マーケティング委員会
- 7/ 8 法制委員会
- 7/10 広報委員会
- 7/11 レコード倫理審査会  
情報・技術委員会
- 7/16 海外市場拡大委員会
- 7/18 執行委員会
- 7/22 二次使用料委員会
- 7/25 理事会

## 共同原盤は共同でない?! (後編)

弁護士 前田哲男

前回は、「共同原盤」の著作隣接権は共有されないことを書かせていただいた。それにもかかわらず、「原盤権」は共有されるという理解がある。それはなぜだろうか。

そもそも「原盤権」とは何だろう？ 著作権法のなかには、この言葉はない。また、原盤に関する契約では定義規定を設けることが多いけれども、「原盤権」を定義する契約は少ない。あるのは「原盤」の定義規定だけだ。「原盤権」は、音楽業界の世界では誰もが日常的に使っている言葉なのに、人によって違った意味で使われているように思える。

私は、「原盤権」という言葉を次のように理解している。すなわち、①レコード製作者が著作権法の規定により与えられる著作隣接権、二次使用料請求権・報酬請求権等と、②原盤制作時の契約によって実演家からレコード製作者に譲渡される実演家の著作隣接権。この①と②から構成される、レコード製作者がその原盤に対して持っている権利の総体、これが私の理解する「原盤権」である。原盤権者は、著作隣接権の行使として、原盤(それに固定されている実演を含む)の複製や送信可能化などを自ら行ったり、第三者に許諾したりすることができる。そして、この意味の「原盤権」が譲渡されると、譲渡を受けた人が原盤権者になる。所有権が譲渡されると、譲渡を受けた人が新所有者(所有権者)になるのと同じである。

これとは別の、「原盤権」という言葉の理解がある。それは、原盤「印税」という言葉が使われていることと関係がある。書籍やコミックなどのケースでは、著作権を持っているのは出版社でなく、作家・漫画家であるのがふつうだ。出版社は、それらの著作権者に「印税」を支払う。これと同じように考えると、原盤「印税」の支払を受ける人がその原盤の権利者、すなわち「原盤権者」ではないか、という理解がでてくる。ある意味では、もっともだろう。

このように「原盤印税の支払を受けることができる」権利・地位のことを原盤権と呼ぶのなら、原盤が譲渡されても、原盤権は、譲渡したほうに残っていることになる。「共同原盤」の著作隣接権は共有されないが「原盤権」は共有されるという理解は、原盤権という言葉をおこなうような意味で使っているのだろう。

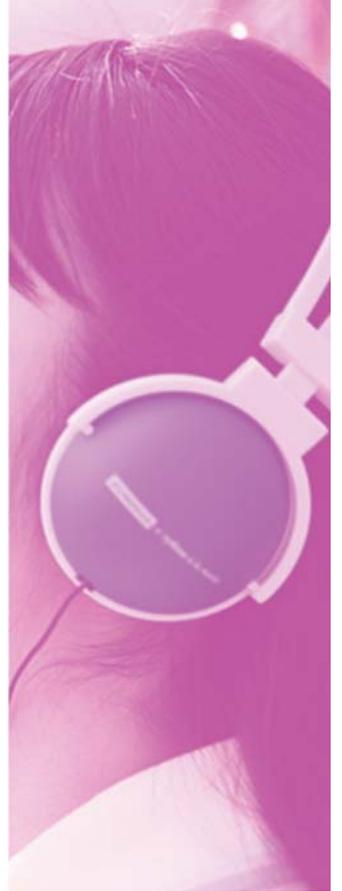
しかし、これでは、レコード製作者がその原盤に対して持っている権利をいう場合の「原盤権」と全く違った意味になり、混乱を招く。原盤譲渡がありながら、原盤権が譲渡人に残っているというのも、いかにも分かりにくい。たしかに原盤「印税」という言葉が使われているので紛らわしいが、原盤印税は、原盤譲渡の対価である。著作権(著作隣接権)使用料という意味の「印税」とは、意味が違うのだ。

だから、原盤権を「原盤印税の支払を受けることができる」権利・地位の意味では、使わないほうがよいと、私は思う。



前田哲男 (まえだ てつお)

1961年和歌山県生まれ。84年司法試験合格。85年東京大学法学部卒。87年弁護士登録。以降、映像・レコード・ゲームソフト・ソフトウェア・書籍等の著作権法関係を中心とする法律事務に携わる。現在、文化審議会著作権分科会専門委員、社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会理事、不正商品対策協議会監事、社団法人映画産業団体連合会監事などを兼任。



## 音楽配信市場の健全な発展に向けて



エルマークは、「知的財産推進計画2008」\*で謳われている施策の1つとして、ユーザーが安心して音楽配信を利用できる環境づくりを目的とし、2008年2月19日から運用が開始された。

このマークは、正規の音源や音楽ビデオなどの配信を行っている事業者のPCおよびモバイル向けサイトで表示されるほか、レコード会社の配信サイトでも表示されている。マークが表示される場所はサイトのトップページや購入ページ(ダウンロードや購入決裁を行うページ)などであり、トップページには、マークのメッセージ、管理番号も併せて表示されている。

現在、エルマークの対象配信事業者数は148社873サイトとなっているが、当協会では、正規の音楽コンテンツへのエルマーク導入率100%を目指して、今後も配信事業者に対しての働きかけを行っていく。

また、ユーザーに対してエルマークの理解促進を図るため、PCおよびモバイルにおいて専用サイトを立ち上げ、各配信サイトからのリンク設定を呼びかけている。今後さらなる認知向上に努めていくとともに、将来的には、映像などさまざまなコンテンツを配信している事業者にもエルマークの表示を呼びかけていく予定である。

今回、エルマーク導入事業者のうち、2社の方々よりコメントをいただいた。次頁で紹介する。

\*「知的財産推進計画2008」より抜粋

4. インターネット上での対策を強化する

[(2)の②]

iii) コンテンツ提供事業者に対し、適法配信サイト識別マークの付与や違法コンテンツ排除のための技術的手段の活用を促す

### ■ エルマークデザインについて

マークのデザインは許諾を意味する「ライセンス(License)」の「L」をモチーフにしてデザイン。このことから、このマークを「エルマーク」と呼ぶ。「L」のデザインは携帯電話やノートパソコンが開いている形態を表し、大・中・小の3つの○は配信される音楽などの正規コンテンツを表している。また、携帯電話等の小さなスクリーンでも視認できるようなデザインとなっている。

## エルマークの浸透へ、関係者の連携した持続的な活動が重要



株式会社ダウンゴ  
制作管理部 部長 兼 ニコニコ事業本部ライツビジネス部 部長 甲斐頭一氏

今回のエルマーク導入は、コンテンツの作り手であるレコード会社と、私たち配信事業者がはじめて一緒に行った大規模な違法対策とも言え、大変意義深いものと考えています。

ユーザーへの浸透はまだまだこれからですが、コンテンツ事業に関わる関係者が、改めて違法対策の重要性を再認識したという点でも大きな成果があったと思います。今回、違法サイトの乱立がまさに死活問題であること、適法であることを訴える必要のあることを、共通認識としてレコード会社も配信事業者も持つことができました。これをベースに、今後の活動を進めていく必要があります。当社は、音楽、ゲームほか幅広い分野からの携帯コンテンツ事業者で構成するMCF（モバイル・コンテンツ・フォーラム）に所属していますが、ここでもエルマークの重要性を訴え、分科会を立ち上げるなど活動を強化してきました。レコード会社、コンテンツプロバイダー、そして関係省庁などが、共通認識のもと、啓発キャンペーンなども含めた協力した取り組みを進めることが望まれます。

エルマークは端緒についたばかり。ユーザー認知度は簡単には上がらないでしょうが、単純なことでも根気強く継続して行い、確実に浸透を図る必要があります。携帯音楽コンテンツは、若いユーザー層が音楽情報に真っ先に触れることができる先行メディアの役割を担い伸びてきました。これからも健全に市場が発展することを願い、いずれエルマークが、ひと目見ただけで「適法なサイトだ」とユーザーが判断し、安心して利用できる基準として、定着してほしいと思います。

(談)

## エルマークをきっかけにした、市場健全化の進展を期待

株式会社エムティーアイ  
代表取締役社長 前多俊宏氏

現在、携帯コンテンツ市場は、着うた®、着うたフル®などの音楽コンテンツが圧倒的なパワーで牽引し、拡大しています。もともと聞くメディアである携帯端末には、データも軽く、気軽に楽しめる音楽は、非常に適したコンテンツと言えるでしょう。ユーザーも着実に伸び、最近では30代の伸びが顕著です。端末でも、着うた®、着うたフル®対応機が浸透していますから、今後も音楽を軸とした市場の盛り上がりは、大いに期待できます。

しかし、見通しの明るい市場に影を落としているのが、違法サイトのまん延です。これは本当にひどい状況で、せっかく拡大した市場が、違法サイトにユーザーを吸収されている印象を受けます。配信市場の順調な伸びに隠れていますが、相当な機会損失となっているのではないのでしょうか。

こうしたなかで導入されたエルマークは、現状を変えていく大きなきっかけになると確信しています。合法サイトの明確化が大きく前進したとはいえ、ここからさらに、「違法サイトの洗い出し」、「徹底した取り締まり」という第2、第3のステップへ進むことができれば、市場の健全化は着実に進展していくでしょう。当社を含むモバイルメディア運営事業者で設立した“モバイルメディア連絡会”でも、違法サイトへ厳しい姿勢で臨むことを確認しています。その一方で、ユーザーに利便性の高いサービスを提供していくとともに、違法サイトからのダウンロードを違法とする法整備も進んでいけばと考えています。

エルマークが第一歩となり、これらさまざまな取り組みが、複合的に進んでいくことを期待しています。

(談)





当協会は下記の配信事業者様※1のご協力のもと、  
エルマークの導入を推進しております※2

(平成20年7月22日現在)

株式会社 アイアクト  
株式会社 IMJ モバイル  
株式会社 アイ・シー・エージェンシー  
株式会社 ICJ  
有限会社 アクアミュージックプロダクツ  
アクセルマーク株式会社  
朝日新聞社  
株式会社 アス  
株式会社 アップフロントワークス  
株式会社 アニメチャンネル  
株式会社 アミューズ  
株式会社 アラナエンターテインメント  
株式会社 EMI ミュージック・ジャパン  
株式会社 イーツー  
イービーエス有限会社  
株式会社 インデックス  
株式会社 インデックス・オー  
インフォコム株式会社  
株式会社 VIBE  
株式会社 ヴィジョン・ファクトリー  
株式会社 エイチチーム  
HMVジャパン株式会社  
株式会社 エイティング  
エイベックス・マーケティング株式会社  
エキサイト株式会社  
株式会社 エクシング  
株式会社 エスクルー  
NECビッグロープ株式会社  
株式会社 NHK情報ネットワーク  
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社  
エヌ・ティ・ティ レジナント株式会社  
株式会社 エフエム大阪  
株式会社 エフエム東京  
エフルート株式会社  
株式会社 エムアップ  
株式会社 MSエンターテインメント・プラス  
株式会社 MLJ  
株式会社 エムティーアイ  
MTV Networks Japan 株式会社  
株式会社 エル・エス・ディー  
株式会社 エルスステージ  
株式会社 オフィス レン  
株式会社 オフィスフォーティー  
株式会社 oricon ME  
カタリスト・モバイル株式会社  
カーリング クリエイティブ コンサル株式会社  
ギガネットワークス株式会社  
株式会社 銀河工房  
株式会社 KINGBEAT  
株式会社 クラベリア

株式会社 グリオ  
グローバル・プラス株式会社  
株式会社 クロスワープ  
クワトロメディア株式会社  
KDDI 株式会社  
株式会社 コーエー  
株式会社 公募ガイド社  
株式会社 コナミデジタルエンタテインメント  
コロムビアミュージックエンタテインメント株式会社  
株式会社 サイバード  
株式会社 サミーネットワークス  
株式会社 シーエー・モバイル  
株式会社 ジェイケン  
JVCエンタテインメント株式会社  
株式会社 ズー  
株式会社 スコップ・ミュージック  
株式会社 スターダストネット  
株式会社 スペースシャワーネットワーク  
セイコーインスツル株式会社  
株式会社 セガ  
株式会社 ソニー・ミュージックコミュニケーションズ  
株式会社 ソニー・ミュージックネットワーク  
ソフトバンク クリエイティブ株式会社  
株式会社 ダイアトニック  
株式会社 第一興商  
ダイキサウンド株式会社  
株式会社 タイター  
中京テレビ放送株式会社  
中部日本放送株式会社  
株式会社 ツタヤオンライン  
株式会社 デジタルアドベンチャー  
株式会社 デジタル・ラボラトリー  
株式会社 デジマース  
株式会社 寺島情報企画  
株式会社 テルヤ  
テレネット・ジェイアール株式会社  
株式会社 TBSテレビ  
株式会社 トイズファクトリー  
東映株式会社  
東映ビデオ株式会社  
東京書籍株式会社  
株式会社 東京ニュース通信社  
株式会社 東芝モバイルコミュニケーション  
株式会社 DOMIRU  
株式会社 友ミュージック  
株式会社 ドワンゴ  
ナクソス・ジャパン株式会社  
名古屋テレビ放送株式会社  
ナップスタージャパン株式会社  
株式会社 ナノ・メディア

株式会社 西鉄エージェンシー  
日本エンタープライズ株式会社  
日本レコード商業組合  
株式会社 ネオ・ウイング  
株式会社 バップ  
株式会社 ハドソン  
パナソニックモバイルコミュニケーションズ株式会社  
バンダイネットワークス株式会社  
有限会社 パースタイルズ  
ぴあ株式会社  
株式会社 BMG JAPAN  
ビクターエンタテインメント株式会社  
株式会社 ビットウェイ  
株式会社 フォアキャスト・コミュニケーションズ  
株式会社 フォーサイド・ドット・コム  
株式会社 フォーライフ ミュージックエンタテインメント  
株式会社 フォーリアルトーンズ  
株式会社 フジテレビジョン  
佛生庵 株式会社  
プライムワークス株式会社  
フリー株式会社  
ブレインシンク株式会社  
株式会社 プロGRESS  
株式会社 フロンティアワークス  
株式会社 フロントメディア  
株式会社 ベイエフエム  
株式会社 ポケモン  
株式会社 ポニーキャニオン  
株式会社 ボルテージ  
株式会社 魔法のiらんど  
株式会社 毎日放送  
株式会社 マイピクセル  
株式会社 ミュージックエアポート  
ミュージックセキュリティーズ株式会社  
有限責任中間法人 メディアストレージ推進機構  
株式会社 メディア ドゥ  
株式会社 モバイルワンテクノロジー  
株式会社 ヤマハミュージックメディア  
ゆいワークス株式会社  
ユニバーサル ミュージック株式会社  
株式会社 USEN  
読売テレビ放送株式会社  
株式会社 ラッド・ジャパン  
株式会社 リッスンジャパン  
株式会社 レーダース  
株式会社 レーベルゲート  
レーベルモバイル株式会社  
ローランド株式会社  
以上  
全148社(社名50音順) / 計873サイト

※1:自社サイトで配信を行うレコード会社を含みます。 ※2:一部、配信サイトへの表示が調整段階の事業者を含みます。

平成20年7月10日

## 文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会報告

7月10日、私的録音録画補償金制度の見直しを検討している文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会が開催された。同小委員会は当初5月29日に行われる予定であったが、前回5月8日の会議で出された文化庁提案について、機器メーカー（JEITA）側からの合意が得られなかったことから延期されていたものである。

文化庁は、著作権保護技術の普及等の環境が整えば将来は補償金制度を縮小することを前提に、暫定的措置として記録媒体一体型機器等を補償金の対象とし、ダビング10についても補償金の対象とすることを提案していた。

7月10日の同小委員会では、JEITAから『補償金制度の論点についてのJEITAの見解』という文書が提示され、「文化庁提案および本日の文化庁事務局の補足説明では、補償金制度の縮小・廃止への道筋が見えないばかりか、際限なく拡大する懸念すらある」「ダビング10も含め、著作権保護技術により複製が制限されていれば補償は不要」「一体型機器は主としてタイムシフト、プレイシフトの録音録画に用いられる機器であり、権利者に重大な経済的損失は生じていない。また、レンタルCDについては、権利者、レンタル事業者、利用者間の契約によって複製への対価を徴収できるはず」とする見解が説明された。

このJEITAの見解に対して、権利者側の委員からは、「著作権保護技術の範囲内の複製であれば補償は不要というなら、総務省の委員

会でダビング10を決める際、なぜ権利者への対価の還元は不要と主張しなかったのか。後出しではないか」「メーカーは機器を売って利益を得ているのに権利者には何の対価も支払われないのはアンフェアだ」「なぜ権利者が一方的に我慢しなければならないのか。社会的責任から逃れて創造のサイクルにフリーライドしようとするメーカーの姿勢は許せない」など、合意に向けた歩み寄りを見せないJEITAの態度を批判する意見が出された。

また、消費者代表の委員からは、「補償金はメーカーの利益の還元というならば、消費者に転嫁しないことを前提に、権利者とメーカーの間で還元する方法を話し合ってほしい」「ブルーレイの補償金課金など、私的録音録画小委員会とは関係のないところで一連の決定が消費者不在で行われており、何のために議論しているのかと感ずる」等の意見が出された。

一方、学識経験者委員からは、「今回示されたJEITAの見解は、議論を何年か前の最初の議論に戻すもの。政治的決断も含めこの小委員会でまとめるべき」「双方の不満の中での妥協が補償金制度なので、もう決定すべき時期に来ている」など、早期の決着を促す発言がなされた。

上記のような議論が続いたが、何ら進展が得られないまま同小委員会は終了した。現時点においては、次回小委員会開催の見通しは立っていない状況である。

## 参考：私的録音録画補償金制度の見直し、コピーワンスの見直しに関する経緯

	私的録音録画補償金制度の見直しに関する経緯	コピーワンスの見直しに関する経緯
2004年 4月 5日		BS/地上デジタル放送のスクランブル化に伴いコピーワンスが導入される
2005年 7月29日		総務省(情報通信審議会)が「著作権の保護、視聴者の利便性の確保および受信機の普及の両立に向けコピーワンスの運用改善に関係者一体となって対応していく必要がある」との内容の第2次中間答申を発表 <a href="http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050729_11.html">http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050729_11.html</a>
2006年 1月12日	文化審議会著作権分科会が報告書。 iPod等の追加指定先送りのほか私的録音録画補償金制度の抜本的見直しを提言	
4月 6日	文化審議会著作権分科会に私的録音録画小委員会設置	
8月 1日		総務省が「全ての放送番組をEPNの取扱としていく方向で検討する」との内容の第3次中間答申を発表 <a href="http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060801_4.html">http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060801_4.html</a>
9月28日		総務省が「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会(デジコン検討委員会)」を設置、権利者・消費者・放送事業者・メーカー等による検討を開始
12月19日		総務省デジコン検討委員会にて、コピーワンスでもEPNでもない解決策を検討する方向性が固まる
2007年 5月31日	文化庁、平成19年第4回私的録音録画小委員会を開催。 JEITA委員がデジタル放送の録画については補償の必要なしと表明	
7月17日	権利者87(現89)団体が「コピーワンス問題と補償金制度に関する緊急声明」を発表(記者会見第1弾)	
8月 2日		総務省が「権利者への対価の還元を前提にダビング10を実施する」との内容の第4次中間答申を発表 <a href="http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070802_4.html">http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070802_4.html</a>
10月12日	文化審議会・私的録音録画小委員会が中間整理を公表。 私的複製の範囲の見直し(著作権法第30条)のほか、私的録音録画に用いられるものが補償金の支払対象ではない大容量の機器等に移行する一方で著作権保護技術が発達しつつある状況下における補償の必要性、録音録画機器等の提供に着目した補償金制度の具体的な仕組み(対象機器・記録媒体の範囲や決定方法、補償金の支払義務者等)につき、これまでの審議結果を整理 <a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/010/07101103.htm">http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/010/07101103.htm</a>	

	私的録音録画補償金制度の見直しに関する経緯	コピーワンスの見直しに関する経緯
10月16日	JEITAが同中間報告に対する見解を公表	
11月 9日	権利者87(現89)団体からJEITA会長宛に公開質問状を送付(記者会見第2弾)	
11月28日	文化庁、平成19年第14回私的録音録画小委員会を開催。 JEITA委員より関連する発言なし	
12月 7日	JEITA担当者がニュース・サイトのインタビューに答えて、公開質問状には回答する気がないことを言明	
12月12日	権利者87(現89)団体は、JEITA会長より公開質問状に関する書簡を受領	
12月17日	権利者87(現89)団体が、総務省の検討と文化庁の検討におけるJEITAの主張の矛盾を指摘(記者会見第3弾)	
12月18日	文化庁が平成19年第15回私的録音録画小委員会を開催。文化庁が著作権保護技術(DRM)の発達・普及を前提に20XX年には私的録音録画を30条の範囲外とする事務局案を提示、概ね各委員の了解を得た	
12月19日	JEITA町田会長が、上記事務局案をJEITAとして尊重する旨表明	
2008年 1月15日	権利者87(現89)団体が「CULTURE FIRST～はじめに文化ありき～」と題する行動理念を発表(記者会見第4弾) <a href="http://www.culturefirst.jp">http://www.culturefirst.jp</a>	
1月17日	文化庁、平成20年第16回私的録音録画小委員会を開催。 文化庁が、著作権保護技術の発達を受けて将来的に 補償金制度による対応を縮小するものの音楽CDの録音と地上デジタル放送の録画については当面補償金制度による対応が必要とする事務局案を提示。各委員検討のため持ち帰り	
2月19日		総務省デジコン検討委員会にて、Dpaから「第4次中間答申に掲げられた理念を念頭におき検討を進めており、条件が整った場合、ダビング10の実施を6月2日に実施するべく予定している」との発言
4月 3日	文化庁、平成20年第1回私的録音録画小委員会を開催。 JEITA委員より、「文化庁案に沿ってバランスの取れた解を見つけるため真摯に努力する」との発言あり	
4月 4日	権利者89団体がJEITA発言を好評価(記者会見第5弾)	
4月11日		総務省デジコン検討委員会にて、ダビング10の実施日の確定にあたり、第4次中間答申でこれを提言した際の前提の実現状況をこの委員会で検証することを確認し、フォローアップWGが設置される
5月 8日	文化庁、平成20年第2回私的録音録画小委員会を開催。 1月17日事務局案を詳述した資料と、これに基づく具体的な制度設計案について議論。JEITA委員は「補償金制度の縮小・廃止の道筋が見えない」として、事務局に対しJEITAの質問に書面で回答するよう要求	
5月29日	文化庁、平成20年第3回私的録音録画小委員会の開催を延期 権利者89団体がJEITAに対し事務局案を尊重して早期に補償金制度問題を解決するよう要請(記者会見第6弾)	
5月30日	JEITAが「私的録音録画補償金問題に係るJEITAの見解について」を発表	
6月16日	権利者89団体からJEITA会長宛に公開質問状(第2弾)を送付	
6月17日	文科相・経産相がブルーレイディスクおよび同録画機器を私的録音録画補償金の支払対象に加える旨をそれぞれ発表。内容に係る具体的な説明はなし 権利者89団体が「両大臣のコメントには戸惑いと失望を感じざるを得ない」との声明を発表	
6月18日		JEITAが「経済産業省と文部科学省による「ダビング10の早期実施に向けた環境整備」に係るJEITAの見解について」を発表
6月19日	権利者89団体は、JEITA会長より公開質問状に関する書簡を受領	総務省デジコン検討委員会にて権利者から、消費者の 利便性を踏まえ「ダビング10の実施期日の確定」を提案
6月20日	1月17日(5月8日)事務局案を撤回したわけではないと渡海文部科学大臣が会見	
6月24日	権利者89団体が「CULTURE FIRST～はじめに文化ありき～」の第2回イベントを開催(記者会見第7弾)	
6月27日		総務省が、「文化審議会における補償金制度の検討の早期の合意形成を期待する」「当審議会としては補償金制度以外の側面からのクリエイターへの対価の還元的具体策を今後継続して検討していく」との内容の第5次中間答申を発表 <a href="http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080627_7.html">http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080627_7.html</a>
7月 4日		ダビング10実施
7月10日	文化庁、平成20年第3回私的録音録画小委員会を開催。 1月17日(5月8日)事務局案に対するJEITAの質問に事務局が回答。それでもJEITAは議論を開始した当初と変わらぬ頑なな主張を繰り返すばかりであるため議論は進展せず。同委員会終了後、JEITAは記者懇談会を開催、同様の発言に終始。	
7月24日	権利者89団体が7月10日のJEITA見解に対し、メーカーの社会的責任の観点から意見表明(記者会見第8弾)	

# PICK UP

今月のニュース・ピックアップ

## PICK UP

### JAPAN 国際コンテンツフェスティバル 2008記者発表会開催

7月15日、東京都港区の表参道ヒルズにおいて、「JAPAN 国際コンテンツフェスティバル 2008 (略称:コ・フェスタ)」に関する記者発表会が行われた。

コ・フェスタは、音楽、映画、TV、アニメ、ゲームなどの日本のコンテンツを海外により大きく発信することを目的とし、政府の知財戦略の一環として昨年初めて実施され、本年は9月から10月にかけて、関東地区で行われる15のオフィシャルイベントの他、全国各地でパートナーイベントが開催される。

記者発表会は、コ・フェスタ実行委員会の依田巽副委員長、松谷孝征副委員長からの挨拶に始まり、重延浩副委員長兼エグゼクティブプロデューサーより基本コンセプトが語られた。続いて、オフィシャルイベントの代表者が登壇し、各イベントの説明を行い、質疑応答の後、メインキャラクターである役所広司さんと杏さんが登場し、コ・フェスタへの意気込みや期待することを述べ、迫本淳一副委員長の閉会の挨拶で幕を閉じた。



#### ■ JAPAN 国際コンテンツフェスティバル 2008 オフィシャルイベント一覧

9月30日～10月4日	CEATEC JAPAN 2008	10月 22～24日	TIFFCOM 2008 ～アジア・パシフィック・エンタテインメント・マーケット
10月 9～12日	東京ゲームショウ 2008	10月 18～26日	秋葉原エンタまつり 2008
10月 9～12日	日本ゲーム大賞 2008	10月 18～25日(予定)	第5回文化庁映画週間 - Here & There
10月 16～18日	ジャパン・アニメコラボ・マーケット 2008 (JAM 2008)	10月 21～24日	ジャパン・ロケーション・マーケット 2008
10月 23～26日	デジタルコンテンツ EXPO 2008	10月 21日	第25回ATP賞テレビグランプリ 2008
10月 22～24日	国際ドラマフェスティバル in TOKYO 2008	10月 22～28日	第35回「日本賞」教育コンテンツ国際コンクール
10月 14～17日	第5回東京アジア・ミュージックマーケット(TAM)	10月 27～28日	東京コンテンツマーケット 2008
10月 18～26日	第21回東京国際映画祭		

## PICK UP

### 第5回 東京アジア・ミュージックマーケット ショーケースライブ出演者決定

10月14～17日に「JAPAN 国際コンテンツフェスティバル 2008 (略称:コ・フェスタ)」のオフィシャルイベントとして開催される「第5回東京アジア・ミュージックマーケット(通称:TAM)」でのショーケースライブの出演者が決定した。

ショーケースライブ出演者(50音順)

- 10月14日(火):[5組] .....  
彩風(AYAKAJI)、ザットハトルテ、熊貓xiongmao(シエンマオ)、SpecialThanks、PINKLOOP  
会場:クラブeX(品川)
- 10月15日(水):[4組] .....  
Cargo、菊地成孔ダブ・セクステット、J to S、DJ SILVA  
会場:クラブeX(品川)

- 10月16日(木):[6組] .....  
ALvino、井上あずみ、栗林みな実、タイナカ サチ、美郷あき、May'n  
会場:品川ステラボール
- 10月17日(金):[6組] .....  
田原(TIAN YUAN)(ティエン ユエン)[中国]、sodagreen(蘇打緑)(ソーダグリーン)[台湾]、WINTERPLAY(ウインタープレイ)[韓国]、Pete Teo(ピート・テオ)[マレーシア]、"AOF" Pongsak Rattanapong(オーフ/ボンサック ラタナポン)、PEK(ペック)[タイ]  
会場:代官山UNIT

※開場、開演、終演時間は未定

# 歴史的アーカイブに期待する

古いレコードの中で、かねてから聞きたいと願っているものが何枚もある。そのレコードによって、日本の文化史が再構築できるはずだと確信している。ついでには回りくどい書き方になるが、その一例を記してみる。

『現代音楽大観』という本がある。日本最初の音楽人名録で、1927年(昭和2年)の出版。その書を去る5月、ゆまに書房で復刻した。同社編集部長の上條雅道氏は大乗り気で、『昭和前期音楽家総覧』と改題した素晴らしい本に仕上げてくださいました。

原本は日本近代音楽館のひんしゅくきご所蔵で、同館の主任司書・林淑姫

さんに解題をお願いした。掲載された音楽関係者1700名余りのうち、監修の過程で目に止まったひとりに、音楽家の永井郁子ひんしゅくきさん(1893-1983)がいる。

大正末期、童謡と民謡が大流行する中で、永井さんは声楽界に大きな一石を投じた。当時の音楽界といえば、外国語の発音も十分でないといわれた歌手たちが、原語で外国楽曲を歌っている。聴衆の大半は外国語がわからない。そんな状態で、はたして西洋音楽は広まるのか。永井さんは日本語で歌おうと声を大にする。

そうはいつても、日本で生まれた曲は数えるほどしかない。外国楽曲を“歌える日本語”に翻訳する必要がある。さらに日本語が美しく響く歌唱法を考案しなければならない。課題は多い。永井さんは実践活動に踏み切った。

関東大震災から2年後の1925年(大正14年)11月、永井さんの第一声は帝国ホテル演芸場

に響いた。続いて帝劇や報知講堂をはじめ、大阪の朝日会館や京都の岡崎公会堂など、日本各地で演奏会を催す。どの土地でも聴衆は、西洋の歌を日本語で歌うと曲趣が壊れる、いや、日本語で歌うから西洋の音楽がわかるなど、賛否両論が渦巻いた。

それから80年余り、文字の上でこそ永井さんの信念や聴衆の反応は読み取れるが、いったい永井さんはどのような声で、どう歌ったのか。幸いレコードを日蓄(日本コロムビアの前身)に残している。



音楽界に衝動を興へし  
ソプラノ歌手 永井郁子ひんしゅくき女士史

- 1925年 10月 春のあした
- 1926年 2月 ブラームスの子守歌
- 5月 カルメン・ミカエラの歌
- 10月 庭の千草
- 1927年 9月 秋草

当レコード協会が中心となって集大成される音盤ライブラリー、それが完成すれば、永井さんの再評価ができる。この限りでは音楽界の一事象に過ぎないが、永井さんが残した『転機 反響篇』を見ると、その運動はひとり音楽界にとどまらず、社会の各方面に大きな影響を与えたようだ。輸入映画の邦字幕、日本文学の翻訳、中学校の英語科廃止などは、飛び火のひとつだという。

一音楽家の活動、それを今日の時点で見直せるかどうか。判断をくだす決定的な要因となるのは、アーカイブのレコードを揃えてほかにない。



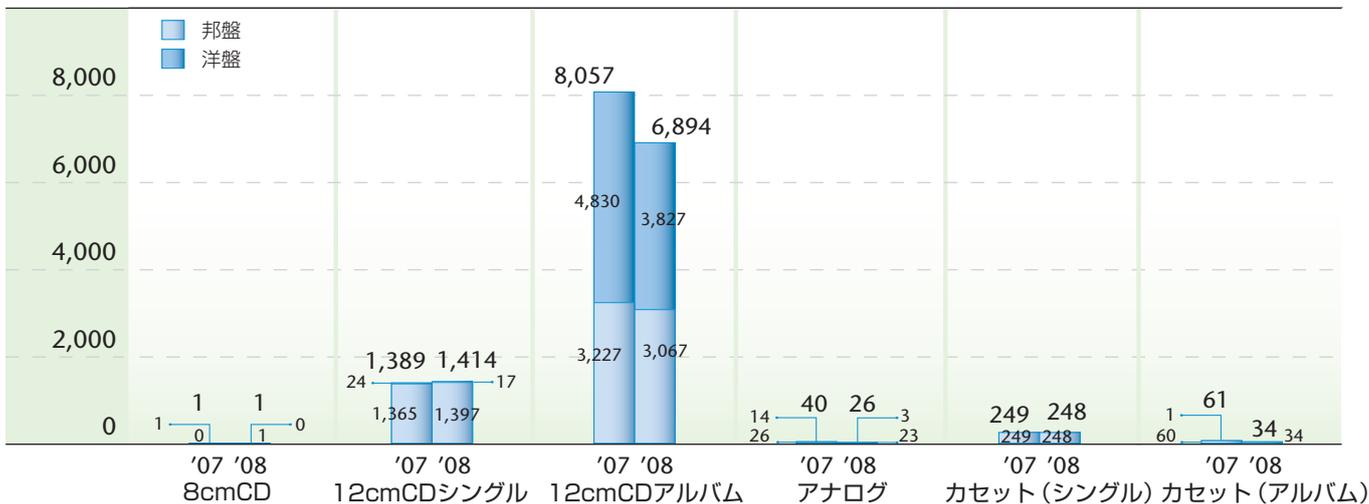
倉田 喜弘(くらた よしひろ)

1931年大阪生まれ。大阪市立大学経済学部卒業。88年、日本放送協会退職。近代芸能史研究。著書『日本レコード文化史』(岩波現代文庫)『明治大正の民衆娯楽』(岩波新書)、『芝居小屋と寄席の近代』(岩波書店)、『1885年ロンドン日本人村』(朝日新聞社)、『「はやり歌」の考古学』(文春新書)など。

## 2008年1月～6月新譜タイトル数

2008年(平成20年)上半期(1-6月)発売の新譜タイトル数がまとまった。オーディオは、合計で前年同期比88%の8,617タイトルとなった。また、音楽ビデオについては、合計で前年同期比96%の794タイトルとなった。

### ● オーディオレコード新譜数 タイトル



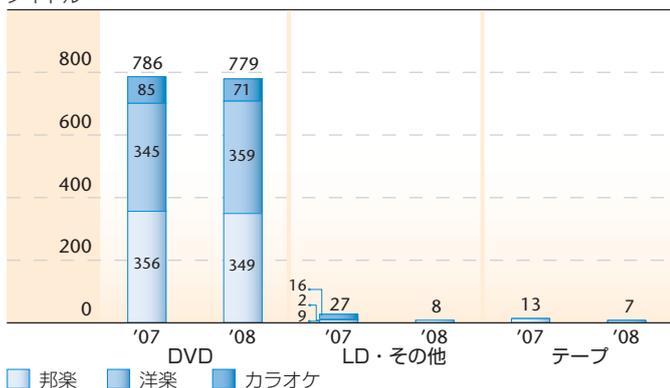
### ● オーディオレコードジャンル別新譜数

単位:タイトル

ジャンル	8cmCD	12cmCD			アナログ	カセット		合計	
		シングル	アルバム	計		シングル	アルバム		
邦盤	演歌	0	287	135	422	0	220	23	665
	ポップス・歌謡曲	0	516	729	1,245	4	14	2	1,265
	ニューミュージック	0	411	1,152	1,563	19	0	6	1,588
	小計	0	1,214	2,016	3,230	23	234	31	3,518
	軽音楽	0	3	181	184	0	0	0	184
	民謡・純邦楽	0	10	132	142	0	14	2	158
	教育・教材・童謡・童話	0	6	118	124	0	0	0	124
	アニメーション	1	113	247	360	0	0	0	361
	クラシック	0	5	65	70	0	0	0	70
	カラオケ	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	46	308	354	0	0	1	355	
邦盤計	1 (-)	1,397 (102%)	3,067 (95%)	4,464 (97%)	23 (88%)	248 (100%)	34 (57%)	4,770 (97%)	
洋盤	ロック・ディスコ	0	8	1,800	1,808	0	0	0	1,808
	ジャズ・フュージョン	0	0	831	831	0	0	0	831
	ポピュラーソング	0	8	329	337	0	0	0	337
	映画音楽	0	0	113	113	0	0	0	113
	その他	0	0	75	75	0	0	0	75
	小計	0	16	3,148	3,164	0	0	0	3,164
	クラシック	0	1	663	664	3	0	0	667
その他	0	0	16	16	0	0	0	16	
洋盤計	0 (-)	17 (71%)	3,827 (79%)	3,844 (79%)	3 (21%)	0 (-)	0 (-)	3,847 (79%)	
合計	1 (-)	1,414 (102%)	6,894 (86%)	8,308 (88%)	26 (65%)	248 (100%)	34 (56%)	8,617 (88%)	

( ) 内は対前年比

### ● 音楽ビデオ新譜数 タイトル



### ● 音楽ビデオジャンル別新譜数

単位:タイトル

ジャンル	ディスク		テープ	合計
	DVD	LD・その他		
邦楽	349	8	7	364
洋楽	359	0	0	359
カラオケ	71	0	0	71
合計	779 (99%)	8 (30%)	7 (54%)	794 (96%)

( ) 内は対前年比

# Monthly Production Report

## 2008年6月度レコード生産実績

6月度の音楽ソフト(オーディオレコード・音楽ビデオの合計)生産実績は、数量で前年同月比122%の2,797万枚・巻、金額で同113%の333億円と伸張しました。

内訳でも、オーディオレコードが、数量で前年同月比119%の2,378万枚・巻、金額で同113%の288億円、また、音楽ビデオも、数量で前年同月比141%の420万枚・巻、金額で同116%の45億円と、いずれにも好調に推移しました。

この結果、2008年上半年(1-6月)の音楽ソフトの生産実績は、数量で前年同期比96%の1億4,939万枚・巻となり、金額では前年同期比100%の1.817億円と前年並に戻りました。また、このうち、音楽ソフトの邦洋別の金額では、邦楽で前年同期比105%の1,468億円、洋楽で前年同期比83%の349億円となり、引き続き邦楽の好調が続いています。

### ● オーディオレコード

(数量:千枚・巻/金額:百万円)

		6月実績						2008年1月～2008年6月累計						
		数量	構成比	前年同月比	金額	構成比	前年同月比	数量	構成比	前年同期比	金額	構成比	前年同期比	
シ	8cmCD	邦	9	0	54%	5	0	54%	119	0	88%	67	0	103%
		洋	0	0	100%	0	0	186%	29	0	25%	3	0	17%
		計	9	0	54%	5	0	55%	147	0	60%	71	0	83%
ン	12cmCD	邦	4,118	17	91%	3,007	10	86%	25,801	21	85%	19,344	13	85%
		洋	57	0	191%	42	0	230%	339	0	128%	134	0	85%
		計	4,175	18	92%	3,049	11	87%	26,139	21	85%	19,478	13	85%
ル	小計	邦	4,127	17	91%	3,013	10	86%	25,919	21	85%	19,412	13	85%
		洋	57	0	190%	42	0	230%	367	0	97%	137	0	78%
		計	4,184	18	91%	3,055	11	87%	26,287	22	85%	19,549	13	85%
12cmCD アルバム	邦	14,158	60	146%	19,643	68	132%	65,381	54	103%	93,374	64	101%	
	洋	4,911	21	94%	5,661	20	84%	27,665	23	86%	31,487	21	81%	
	計	19,068	80	128%	25,304	88	117%	93,046	76	97%	124,861	85	95%	
CD 合計	邦	18,285	77	128%	22,656	79	123%	91,300	75	97%	112,786	77	98%	
	洋	4,968	21	95%	5,703	20	84%	28,032	23	86%	31,624	22	81%	
	計	23,253	98	119%	28,359	99	113%	119,333	98	95%	144,410	98	94%	
アナログ ディスク	邦	3	0	16%	3	0	14%	60	0	73%	86	0	70%	
	洋	5	0	143%	14	0	314%	38	0	115%	76	0	144%	
	計	8	0	40%	17	0	70%	98	0	85%	162	0	92%	
カセット テープ	邦	419	2	102%	300	1	100%	2,445	2	82%	1,962	1	86%	
	洋	1	0	-	0	0	-	1	0	58%	0	0	64%	
	計	420	2	102%	300	1	100%	2,446	2	82%	1,962	1	86%	
その他	邦	15	0	124%	27	0	108%	142	0	82%	253	0	75%	
	洋	83	0	550%	66	0	230%	130	0	154%	164	0	107%	
	計	98	0	359%	93	0	173%	272	0	105%	417	0	85%	
合計	邦	18,721	79	127%	22,985	80	123%	93,948	77	97%	115,086	78	98%	
	洋	5,057	21	96%	5,783	20	85%	28,201	23	87%	31,865	22	81%	
	計	23,778	100	119%	28,768	100	113%	122,149	100	94%	146,951	100	94%	

### ● 音楽ビデオ

		6月実績						2008年1月～2008年6月累計					
		数量	構成比	前年同月比	金額	構成比	前年同月比	数量	構成比	前年同期比	金額	構成比	前年同期比
DVD	邦	3,862	92	152%	4,010	89	123%	25,203	93	109%	31,608	91	141%
	洋	321	8	75%	457	10	76%	1,981	7	98%	3,042	9	101%
	計	4,183	100	141%	4,466	99	116%	27,184	100	109%	34,649	100	136%
テープ・LDその他		12	0	175%	33	1	127%	61	0	27%	141	0	51%
合計	邦	3,873	92	152%	4,039	90	123%	25,262	93	109%	31,742	91	140%
	洋	322	8	75%	460	10	77%	1,983	7	94%	3,048	9	100%
	計	4,195	100	141%	4,499	100	116%	27,245	100	108%	34,791	100	135%

### ● 音楽ソフト(オーディオ/音楽ビデオ合計)

	6月実績						2008年1月～2008年6月累計					
	数量	構成比	前年同月比	金額	構成比	前年同月比	数量	構成比	前年同期比	金額	構成比	前年同期比
オーディオ	23,778	85	119%	28,768	86	113%	122,149	82	94%	146,951	81	94%
音楽ビデオ	4,195	15	141%	4,499	14	116%	27,245	18	108%	34,791	19	135%
合計	27,973	100	122%	33,268	100	113%	149,393	100	96%	181,742	100	100%

### ● ビデオ(含音楽ビデオ)

	6月実績						2008年1月～2008年6月累計					
	数量	構成比	前年同月比	金額	構成比	前年同月比	数量	構成比	前年同期比	金額	構成比	前年同期比
DVD	7,765	99	107%	14,121	99	98%	46,657	100	99%	90,072	99	110%
テープ・LDその他	42	1	25%	126	1	96%	161	0	23%	511	1	66%
合計	7,806	100	105%	14,247	100	98%	46,818	100	98%	90,583	100	109%

### ● オーディオ/ビデオ合計

	6月実績						2008年1月～2008年6月累計					
	数量	構成比	前年同月比	金額	構成比	前年同月比	数量	構成比	前年同期比	金額	構成比	前年同期比
オーディオ	23,778	75	119%	28,768	67	113%	122,149	72	94%	146,951	62	94%
ビデオ	7,806	25	105%	14,247	33	98%	46,818	28	98%	90,583	38	109%
合計	31,585	100	115%	43,015	100	107%	168,967	100	95%	237,534	100	99%

備考 1. 上記実績は、会員会社「46社」の集計である。当会員社が受託した非会員社からの販売委託分を含む。  
2. 単位未満四捨五入により、内訳と合計が一致しない場合がある。  
\*オーディオレコードのその他はSACD、DVDオーディオ、DVDミュージック、MDの合計。

## 音楽ソフト

### 邦楽

#### アルバム

● <b>ミリオン</b>			
B'z The Best "ULTRA Pleasure"	B'z	2008.06.18	BM
● <b>ダブル・プラチナ</b>			
Sing to the Sky	絢香	2008.06.25	WJ
あっ、ども。おひさしぶりです。	GReeeeN	2008.06.25	UM
アイのうた	V.A.	2007.12.05	UM
● <b>プラチナ</b>			
KAT-TUN III —QUEEN OF PIRATES—	KAT-TUN	2008.06.04	JA
ケツンボリス6	ケツメイシ	2008.06.25	TF
present from you	BUMP OF CHICKEN	2008.06.18	TF
MINMI BEST 2002-2008	MINMI	2008.06.04	V
● <b>ゴールド</b>			
千の風になって ～一期一会～	秋川雅史	2008.04.02	TE
未だ見ぬ明日に	ASIAN KUNG-FU GENERATION	2008.06.11	KS
MOON	倅田来未	2008.06.11	AMI
カバーズ	ジェロ	2008.06.25	V
恋詩～コイウター～/PROGRESS	タッキー&翼	2008.06.04	AMI
THE BEST COLLABORATIONS	DOUBLE	2008.05.28	FL
アイアイ傘	テゴマス	2008.06.18	JE
SUMMER	東方神起	2007.08.01	AMI
～Summer Dream/Song for you/Love in the Ice～			
20th Anniversary ALLSINGLES COMPLETE BEST	氷室京介	2008.06.11	EMI
JUST MOVIN'ON ～ALL THE-S-HIT～			

#### シングル

● <b>プラチナ</b>			
One Love	嵐	2008.06.25	JA
泣かないで	羞恥心	2008.06.25	PC
● <b>ゴールド</b>			
激動/Just break the limit!	UVERworld	2008.06.11	SR
ロケットスニーカー/One×Time	大塚 愛	2008.05.21	AMI
VERB	GLAY	2008.06.11	EMI
もう一度... feat. BENI	童子-T	2008.06.11	UM
Beautiful you/千年恋歌	東方神起	2008.04.23	AMI
BURN ーフツツフェイスー	B'z	2008.04.16	BM
痛い立ち位置	ボルノグラフィティ	2008.06.25	SE

#### ビデオ

● <b>プラチナ</b>			
EXILE LIVE TOUR 2007 EXILE EVOLUTION	EXILE	2007.10.17	AMI

### 洋楽

#### アルバム

● <b>ゴールド</b>			
ヒア・アイ・スタンド	アッシュャー	2008.05.28	BMG
RISE AND FALL, RAGE AND GRACE	オフスプリング	2008.06.11	SI
美しき生命	コールドプレイ	2008.06.11	EMI
Che'Nelle (Things Happen For A Reason)	シェネル	2007.08.22	EMI

※日付は発売日

## 有料音楽配信(「着うた(R)」他)

### 「着うた(R)」

#### 邦楽

● <b>3ミリオン</b>			
愛唄	GReeeeN	2007.04.04	UM
● <b>2ミリオン</b>			
キセキ	GReeeeN	2008.04.19	UM
● <b>ミリオン</b>			
Prisoner Of Love	宇多田ヒカル	2008.03.19	EMI
● <b>トリプル・プラチナ</b>			
虹	Aqua Timez	2008.04.17	ES
羞恥心	羞恥心	2008.03.05	PC
● <b>ダブル・プラチナ</b>			
おかえり	絢香	2008.04.15	WJ
人	GReeeeN	2007.10.03	UM
Moon Crying	倅田来未	2008.05.02	AMI
もう一度...feat.BENI	童子-T	2008.04.11	UM

### 「着うたフル(R)」

#### 邦楽

● <b>2ミリオン</b>			
そばにいるね	青山テルマ feat. SoulJa	2008.01.23	UM
● <b>ミリオン</b>			
桜	コブクロ	2005.11.23	WJ

### 認定基準一覧

音楽ソフト(邦・洋、アルバム・シングル・音楽ビデオ)、音楽配信(着うた(R)、着うたフル(R)、パソコンダウンロードシングル・アルバム)共通

名称	略号	基準
ゴールド	G	10万以上
プラチナ	P	25万以上
ダブル・プラチナ	PP	50万以上
トリプル・プラチナ	PPP	75万以上
ミリオン	M	100万以上
2ミリオン	2M	200万以上
3ミリオン	3M	300万以上
以降、100万毎に賞を設定		

基準単位：音楽ソフト・枚、配信・DL(ダウンロード)  
※着うた(R)のみダブル・プラチナ以上を顕彰

※**AI**:ソニー・ミュージックアソシエイテッドレコーズ/  
**AMI**:エイベックス・マーケティング/**BG**:ビーグラムレコーズ/  
**BM**:バーミリオンレコード/**BMG**:BMG JAPAN/  
**C**:コロムビアミュージックエンタテインメント/**CR**:日本クラウン/  
**DD**:フライドライス/バウンディ/**DF**:デフスターレコーズ/  
**DRM**:ドリーミュージック/**EMI**:EMI ミュージック・ジャパン/  
**EP**:アップフロントワークス(ゼティマレーベル)/**ES**:EPICレコードジャパン/**FK**:ファイブズエンタテインメント/  
**FL**:フォーライフミュージックエンタテイメント/  
**GN**:ジェネオン エンタテインメント/**GZ**:ギザ/  
**HSE**:DOMINO RECORDING CO/HOST-ESS/  
**HY**:東屋慶名建設/**JA**:ジェイ・ストーム/**JE**:ジャーニーズ・エンタテイメント/  
**JK**:ユナイテッド・アジアエンタテイメント/  
**K**:キングレコード/**KS**:キューンレコード/  
**MH**:ソニー・ミュージックダイレクト/**NM**:ノーザンミュージック/  
**ON**:ビーヴィジョン/**PAR**:プライエイド・レコーズ/  
**PC**:ポニーキャニオン/**PK**:ピッコロタウン/  
**PZ**:ピザ・オブ・デス・レコーズ/  
**QQ**:バームビッチ/  
**RR**:ロードランナー・ジャパン/  
**SE**:エスエムイーレコーズ/  
**SI**:ソニー・ミュージックジャパンインターナショナル/  
**SM**:ミュージックレイン/  
**SN**:SENHA & CO./  
**SR**:ソニー・ミュージックレコーズ/  
**SV**:アニプレックス/  
**TE**:テイチクエンタテインメント/  
**TF**:トイズファクトリー/  
**TJC**:徳間ジャパンコミュニケーションズ/  
**TLM**:タイシタレーベルミュージック/  
**UM**:ユニバーサルミュージック/  
**V**:ビクターエンタテインメント/  
**WJ**:ワーナーミュージック・ジャパン/  
**XL**:アンリミテッドグループ/  
**YR**:アール・アンド・シー

### ● トリプル・プラチナ

Prisoner Of Love	宇多田ヒカル	2008.03.26	EMI
キセキ	GReeeeN	2008.06.04	UM

### ● ダブル・プラチナ

虹	Aqua Timez	2008.05.06	ES
---	------------	------------	----

### ● プラチナ

おかえり	絢香	2008.05.14	WJ
LIFE	キマグレン	2008.05.14	UM
こいのうた	GO!GO!7188	2004.10.23	EMI
もう一度...feat.BENI	童子-T	2008.06.11	UM

### ● ゴールド

M～もうひとつのラブストーリー～	RSP	2008.06.20	SR
さよならまたな	ET-KING	2008.04.09	UM
言葉にできない	小田和正	2007.11.28	BMG
O2	ORANGE RANGE	2008.05.28	SR
Moon Crying	倅田来未	2008.05.28	AMI
君がいるだけで	米米CLUB	2005.10.19	SR
「アイシテル」	清水翔太	2008.06.04	SR
シングルベッド	ジャ乱Q	2006.08.25	BMG
Unchanging Love ～君がいれば～	JYONGRI	2008.05.21	EMI
BLACK DIAMOND	DOUBLE & 安室奈美恵	2008.05.28	FL
ギリギリHERO	mihimaru GT	2008.04.30	UM

### 洋楽

#### ● ゴールド

アイル・ビー・ウェイティング	レニー・クラヴィッツ	2007.11.30	EMI
----------------	------------	------------	-----

※日付は配信開始日

## 侵害対策に社内の理解を

# Message & Opinion



ジェトロ在外企業支援・知的財産部長 /  
CODA事務局長 福良俊郎

コンテンツ海外流通促進機構(CODA)／CJマーク委員会は、2005年1月から2008年6月までの累計で、海賊版の摘発6,005件、ディスク押収473万枚、逮捕者1,981名という成果を上げています。押収品は、正規版換算だと60億円近い金額になります。

海賊版対策は終わりのないモグラ叩きのようだという人もいますが、放置すれば海賊行為を黙認していると受け取られかねません。正当な権利者として、侵害は一切許さない「ゼロ・トレランス」との態度を示す必要があります。

取締当局による摘発活動を支えているのが、地味ではありますが、権利者が必要な情報を提供する「トレーニングセミナー」です。セミナーでは、CJマーク会員企業の担当者らが、日本コンテンツの紹介や正規品・海賊版の見分け方に関する解説を行い、摘発効率の向上に繋がっています。模倣品・海賊版が巧妙化、悪質化する状況下においては、こうした取締官の能力向上への協力が必須と言えるでしょう。

CODAは2007年度に、香港・台湾・深圳・広州・マカオ・上海・北京の7都市でセミナーを開催し、取締当局者505名の参加を得ました。これまでの累計では、中国、香港、マカオおよび台湾の13都市で31回のセミナーを開催し、合計2,648名の担当官に情報を提供しています。2008年度は8月末の台湾・深圳を皮切りに、10月に香港・マカオ、12月に杭州・上海・北京でそれぞれセミナーを開催する予定です。

日本企業による知的財産保護活動においては、意匠の登録といった権利化に比べて侵害対策への投入資源が少ないといわれます。あるメーカーの例では、侵害対策だけのための海外出張は社内の理解を得にくいとして、出張理由は営業活動と結びつけた説明にすると明かす知財部員がいます。正規版流通の環境を整え、逸失利益を少なくするためにも、侵害対策についての社内理解を深めることが必要でしょう。

### 編集後記

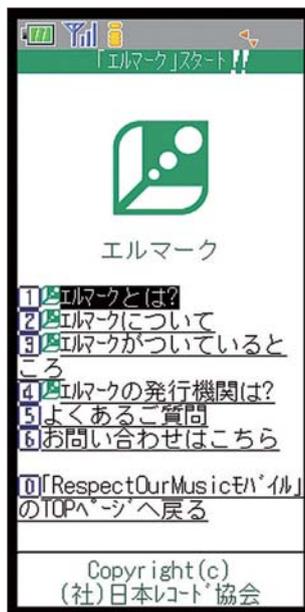
暑い日が続き、うんざりとした気持ちで毎日を送っていたある日、お店の軒下で風鈴の音を聞き、ホッと和みました。夏には風情を感じさせるたくさんの音があります。セミの声、花火、氷の溶ける音…残暑も厳しくなりそうですが、不快に感じるのではなく、こんな情緒を楽しみながら、過ごせていけたらと思います。

(T)

## 協会からのお知らせ

エルマークの認知拡大を目的とし、当協会公式モバイルサイトである「Respect Our Music Mobile」内に「エルマーク専用サイト」を設置しました。本サイトでは、エルマークの概要、各配信サイトでの貼付箇所、発行機関、Q&Aなどが掲載されています。今後も本サイトの拡充を図り、エルマークの理解促進に努めていきます。

<http://www.rom-m.jp/>



 **携帯音楽を守りたい**  
違法な音楽ファイルの利用はやめましょう

<http://www.mamo-on.jp>



**THE RECORD No.585** 2008年8月号  
社団法人 日本レコード協会 機関誌

発行人 石坂 敬一  
編集人 生野 秀年  
発行日 2008年8月10日  
発行 社団法人 日本レコード協会  
〒107-0061 東京都港区北青山2-12-16 北青山吉川ビル11F  
TEL. 03-6406-0510(代) FAX. 03-6406-0520(代)  
URL: <http://www.riaj.or.jp/>

制作協力 株式会社エフピーアイ・コミュニケーションズ

**Respect**  
our **MUSIC**